

保護命令制度の拡充

保護命令とは、被害者が配偶者などからの身体への暴力で、身体に重大な危害を受ける恐れが大きいときに、被害者からの申し立てにより、裁判所が加害者に対して出す命令です。

保護命令には、「接近禁止命令」と「退去命令」があります。

接近禁止命令は、加害者が被害者の身辺へ近づくことを6カ月間禁止するものです。改正により、被害者と同居している未成年の子どもにも接近禁止命令が適用されるようになりました。

退去命令は、加害者に対して、被害者が住んでいる家から出て行くように命ずるものです。改正により、加害者が家に戻れない期間が、2週間から2カ月間に延長されました。



市町村でも配偶者暴力の相談支援センター業務を行います

支援センターの設置は、これまで都道府県の施設のみに限られていました。しかし、被害者の利便を考えると、より身近な施設が望ましいので、市町村の施設でも、支援センターとしての業務を行えるようになりました。

支援センターの主な業務は、カウンセリング、被害者や同伴者の一時保護などがあります。

改正により、被害者自立支援のために、就業促進、住宅確保、援護などに関する制度利用についての情報提供、助言、関係機



被害者の自立支援

関との連絡調整などの援助も行うようになりました。

被害者が自立した生活を送るためには、生活保護法、児童福祉法など、被害者が対象となる法律を適用し、援助を行うことが必要です。

改正により、これらの事務を行っている福祉事務所に対し、被害者の自立支援に必要な援助を行うよう努力義務が課せられました。



警察による援助

被害者が夫婦間で問題解決を図ろうとする場合や、暴力に対する自衛、加害者への対応策などを考える場合、警察の支援が



外国人、障害者への対応

必要な場合があります。被害者から警察に援助申出があった場合、警察は、被害を防止する必要があると認めるときは、必要な援助を行います。

DVの被害者は、外国人や障害者を持った方も対象です。支援センターや警察、行政などのDV防止職務関係者は、当然こうした被害者の人権も尊重しなければなりません。しかし、今まで、そうした考え方が徹底されていない場合があります。

改正により、職務関係者は被害者の国籍や障害の有無を問うことなく、被害者の人権を尊重することが定められました。

迷わずに相談を！

悪いのは暴力を振るう相手です。ひとりで悩まないで、DVの相談窓口へご相談ください。早めの相談が問題解決への第一歩です。あなた自身を、どうか大切にしてください。

DVの相談窓口

愛知県女性相談センター

052 913 3300

月～金 午前9時～午後9時

愛知県警察本部

・レディースホットライン
(性犯罪被害相談)

0120 67 7830

月～金 午前9時～正午
午後1時～5時

・ストーカー110番

052 961 0888

24時間開設

ウィルあいち

(愛知県女性総合センター)

052 962 2614

火～日 午前9時～正午
午後0時45分
～4時30分

(土・日曜日は午後4時まで)

ウィメンズカウンセリング
名古屋YWCA

052 971 5110

火・金 午前10時～午後9時
水 午前10時～午後8時

市役所児童課

・女性の悩みごと相談

66 1108

第1・第3木曜日
午前10時～午後3時